

令和 3 年度第 5 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 6 月 7 日

担当部・課：福祉部保護課〔内線 2 4 9 9〕

① 件 名
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（仮称）の支給について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支える貸付制度である「緊急小口資金」及び「総合支援資金」は、市町村社会福祉協議会が窓口となり実施してきた。</p> <p>令和 2 年 3 月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯にも対応するため、これらの貸付内容を改正して運用してきたが、貸付限度額に達しても生活状況の好転に繋がっていない実態が認められる。</p> <p>【目的】</p> <p>新たな自立支援策として「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」（仮称）を支給し、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する世帯の自立を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>生活困窮者自立支援法（平成 2 5 年法律第 1 0 5 号） 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 2 7 年厚生労働省令第 1 6 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち 第 1 節 お互いに支えあい生活できる仕組みを構築する 2 生活保護制度等を適正に運用する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 2 年 3 月 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施についての ～令和 3 年 6 月 一部改正について（第 1 次改正～第 9 次改正）</p> <p>令和 3 年 5 月 緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援について（厚生労働省事務連絡）</p>
⑤ 主な内容
<p>「総合支援資金」の再貸付を終了した世帯（限度額に達した世帯）等で、下記 1 から 3 の要件を満たす世帯（生活保護受給中の世帯を除く）を対象として支給する。</p> <p>1 収入要件</p> <p>①市町村民税均等割が非課税となる収入額の 1 / 1 2 の額と②生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えないこと（別添資料参照）</p> <p>2 資産要件</p> <p>世帯の預貯金の合計額が上記「1 収入要件①」の 6 月分を超えないこと （ただし、1, 0 0 0 千円を超えないこと）</p> <p>3 求職活動等要件（以下のいずれかの要件を満たすこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと ・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

4 支給額

単身世帯：月額 60千円

2人世帯：月額 80千円

3人以上世帯：月額100千円

※最大300千円

※住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。

5 支給対象世帯（見込み）

400世帯

6 支給期間

7月以降の申請月から3か月（申請受付は8月末まで）

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する世帯の自立が図られる。

【市財政への負担】

支給額 120,000千円（400世帯×300千円=120,000千円）

事務費 1,600千円

（財源）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 国10/10

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

全国自治体で同一の内容で実施

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年6月 市議会第2回定例会に関係予算案を追加提案

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（仮称）支給要綱制定

記者クラブ投げ込み、市ホームページ等による周知

⑨ その他